

福島県の復興・再生に向けた支援策について



小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所
税理士

6月号では、平成25年度ふくしま産業復興企業立地補助金をご紹介させていただきました。今月号では、復興庁が主導する福島県の復興・再生スキームをご紹介させていただきます。

〔質問〕

福島県の復興・再生に向けた支援策にはどのようなものがありますか。

〔回答〕

安倍政権が発足し根本復興大臣が誕生して半年が経過しました。根本大臣は復興を加速化するために多岐にわたる支援策に取り組んでいます。今月号ではそのなかからいくつかの支援策を紹介させていただきます。

1. 地域の希望復活応援事業（福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業費）

この事業は東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還

を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を復興庁が前面に立って行うものです。この事業により原子力災害にあった市町村への帰還の支援や直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を行うことにより、住民の帰還実現を後押しします。

(1) 対象区域

○原子力被災12市町村

(2) 実施事業の例

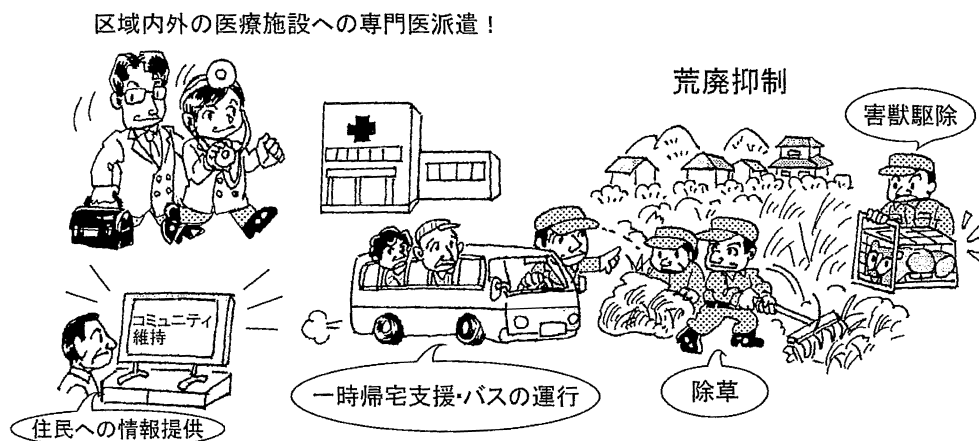
① 避難解除区域への帰還加速のための取組

○喪失した生活基盤施設の代替、補完

区域内外の医療施設、高齢者福祉施設等の再開支援、交通支援、訪問サービス

○住民の安全安心の対策

放射線リスクなどに関する対話集会等への支



援

○地域コミュニティ機能の維持、確保

住民への情報提供、自治会活動への支援 等

② 直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全

○荒廃抑制、保全対策

火災防止のための除草、廃家屋の解体撤去、
公共施設等の点検・メンテナンス

○住民の一時帰宅支援

バスの運行、仮設トイレの設置 等

2. コミュニティ復活交付金

この事業は長期避難者の生活環境を改善し、将来的な帰還を円滑に進めるためには、コミュニティを維持しつつ、長期にわたる避難生活を安定して過ごせるよう、町村外における生活拠点を早期に形成することが重要と捉え、災害公営住宅の整備を中心に、避難者を受け入れている自治体の基盤整備等を推進するとともに、コミュニティ維持などの避難者支援のためのソフト対策を一体的に実施することにより、長期避難者のための生活拠点の形成を促進するものです。

災害公営住宅を中心とした生活拠点を形成することにより、長期にわたる避難期間中のコミュニティ維持等避難者支援を行いつつ、将来的な期間の円滑化、さらには地域の復興につながることを期待されます。

(1) 対象地域

長期避難者を受け入れている市町村のうち、福島県または避難元自治体が原発避難者向け災害公営住宅を整備することとして、長期避難者生活拠点形成事業計画を作成した受入れ市町村。

(2) 対象団体

福島県、受入市町村、避難元市町村 等

(3) 対象事業

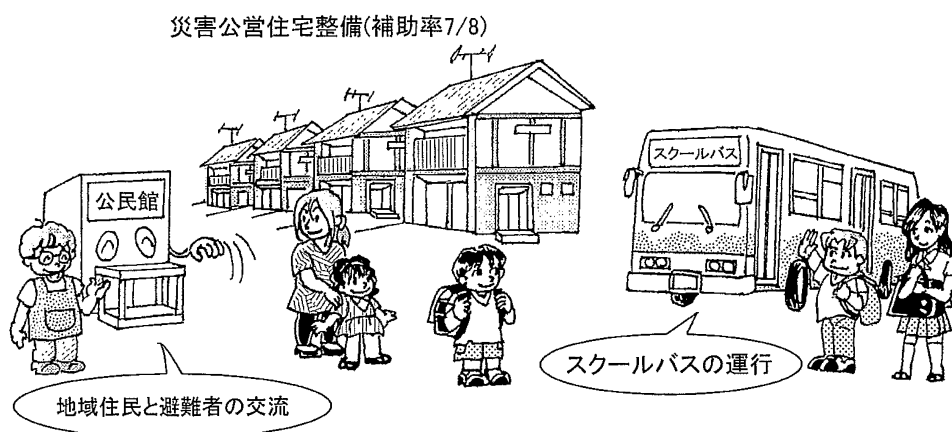
【基幹事業】

災害公営住宅整備等の「生活拠点事業」を必須とし、災害公営住宅の整備等に伴って必要となるインフラ整備を「関連基盤整備事業」として選択的に実施する。

「生活拠点事業」

○災害公営住宅整備 等

「関連基盤整備事業」



○道路改良、学校施設、公園、市民農園 等
【避難者支援事業】

「基幹事業」と一体となって効果を増大させるソフト施策等を基幹事業の事業費の35%を上限に実施。

- 地域住民と避難者の交流事業
- スクールバスの運行 等

(4) 補助率

災害公営住宅は7/8など復興交付金と同等

3. 子ども元気復活交付金

福島県の中通りをはじめとした地域においては、原発事故の影響により、子育て世帯を中心とした自主避難が続いており、人口の流出による地域活力の低下が懸念されています。また、子どもたちが十分に運動する機会が減少し、肥満傾向の拡大や体力の低下が見られるなど、地域において健全に子どもが育つ環境が損なわれている状況にあります。そのためこの事業は、公的な賃貸住宅の整備や子供の運動会の確保のための施設整備の早急な実施を支援することにより、若い世代が安心して

て定住できる環境を整え、地域の復興・再生を促進することを目的とします。

子供を対象とした運動施設の整備や域外に避難している子育て世帯の帰還を支援する住宅供給を行うことにより、事業対象地域における定住環境の改善が進み、地域の活性化、さらにはその復興・再生が加速することが期待されます。

(1) 対象区域

原発事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域

(2) 事業メニュー

① 基幹事業

【住環境の整備のための事業】

- 公的な賃貸住宅整備費助成 等

【運動機会の確保に係る事業】

- 遊具の更新
- 地域スポーツ施設、水泳プール等の整備
- 都市公園における施設整備 等

② 効果促進事業

基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策等の事業（基幹事業の25%を上限とする）

- 公的な賃貸住宅の駐車場整備
- 子どもの運動や遊びの支援（イベント開催等）等

(3) 補助率

1 / 2

公的賃貸住宅整備助成については 2 / 3

4. 福島県営農再開支援事業

福島原発事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難区域等においては、営農再開に向けた環境が整っておらず、農地の除染とあわせて、安心して営農できる環境づくりに取り組まないと、農家の帰還や営農差異化は期待できない状況です。こうしたことから、福島県に基金を造成することにより、営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて支援します。

この事業は、福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、平成29年度末までに農地

面積の6割の営農再開を図ることを目的とします。第1段階として、除染後から営農再開までの農地等における除草等の保安全管理に対する支援を行います。第2段階として基準値を下回る農作物生産の確認等のための作付実証に対する支援を行います。第3段階として、経営の大規模化や施設園芸への転換等のために必要な機械・施設のリース導入等に対する支援を行います。

5. 産業振興・雇用

他にも産業振興・雇用対策として前回ご紹介した津波・原子力災害被災地雇用創出企業立地補助金や、以前ご紹介した中小企業組合等共同施設等災害復旧事業も引き続き手当されています。

復興庁が実施する福島県の復興支援策をご紹介させていただきました。復興・再生のためにぜひご活用ください。

子どもの運動・遊びの支援

